

事業名	県指定文化財等保存事業		
事業内容 (目的・概要)	広島県文化財保護条例に基づき、県が指定した文化財等について、保護するための事業に要する経費の一部を助成する。		
事業主体	市町、所有者		
採択要件	県指定文化財等を保護するための事業で、市町、所有者が行う事業		
補助率、融資額、 その他の財源措置の内容	補助額 50%以内 (広島市の事業 25%以内)		
制度創設年度	昭和 36 年		
関係省庁名			
最近の実績	令和 4 年度 県指定文化財等 7 事業について保存修理、再生事業などを行った。 令和 5 年度予定 県指定文化財等 7 事業について保存修理等の事業を予定。		
問合せ先	教育委員会事務局管理部文化財課		
	Tel	082-513-5021	e-mail bunka@pref.hiroshima.lg.jp